

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和3年度)

施設 の 名 称	宮城県船形の郷
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 ( 室 )	保健福祉部障害福祉課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～ 平成18年 3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年 4月 ～ 平成23年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成23年 4月 ～ 平成28年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成28年 4月 ～ 令和 3年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和 3年 4月 ～ 令和 6年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指 定 期 間	令和3年 4月 1日 ～ 令和6年 3月31日 (3か年)	
募 集 方 法	<input type="checkbox"/> 公募 ■ 非公募	

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県船形の郷	
所 在 地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21	
設 置 年 月	昭和48年 8月	
根 拠 条 例 等	障害者支援施設等条例	
設 置 目 的	知的障害者の程度が著しい等のため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	491,059.95㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, 他非木造
	内 容	サービス棟, 管理棟, 給食センター, 授産訓練棟, 体育館, 居住棟他
開 館 ( 所 ) 日	通年	
開 館 ( 所 ) 時 間	午前 時 分 ～ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	(1)施設運営の基本的事項 (2)施設の管理運営体制の整備 (3)内部チェック体制 (4)建物・設備等の保守管理 (5)利用者の生活環境等の確保 (6)苦情解決体制の整備 (7)自己評価及び自己点検体制の整備 (8)職員の確保と職員の資質向上 (9)事故発生時の体制の整備 (10)防災防火体制の整備・充実 (11)施設利用者処遇等	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 ■ 無

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	152,470 人	132,379 人	139,762 人	91.7%	105.6%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
施設入所支援	83,950 人	73,557 人	78,002 人	92.9%	106.0%
生活介護	60,030 人	52,616 人	55,706 人	92.8%	105.9%
就労継続支援B型	4,840 人	4,317 人	3,700 人	76.4%	85.7%
短期入所	3,650 人	1,889 人	2,354 人	64.5%	124.6%
合 計	152,470 人	132,379 人	139,762 人	91.7%	105.6%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
県指定管理料	1,528,326	1,363,782	1,449,565	94.8%	106.3%
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	1,528,326	1,363,782	1,449,565	94.8%	106.3%

(2) 支出

人件費	1,118,428	1,016,305	1,053,848	94.2%	103.7%
施設管理費	84,967	73,687	72,503	85.3%	98.4%
事業運営費	254,738	219,439	250,608	98.4%	114.2%
その他(処遇改善費)	70,193	58,171	60,142	85.7%	103.4%
支出計 (b)	1,528,326	1,367,602	1,437,101	94.0%	105.1%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	-3,820	12,464	#DIV/0!	-326.3%
前期繰越収支差額	123,267	127,087	123,267	100.0%	97.0%
次期繰越収支差額	123,267	123,267	135,731	110.1%	110.1%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和3年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		評価	県の評価 【施設所管課記入】		評価
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び運営目標に基づき運営の基本方針及び事業計画を策定するとともに、必要職員数を確保し、諸規程に基づき必要な帳簿を備え、適正な施設運営を実施するとともに、職員の人材育成に努めました。		法人の経営理念及び運営目標に基づき、運営の基本方針及び事業計画を策定するとともに、諸規程に基づき必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。 また、県配置基準に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努めました。更に、実習生・ボランティア等の受け入れ、各種研修会への講師派遣各種資格取得の奨励など人材育成にも努めました。 人材確保の取り組みとして採用試験3回の実施、職場説明会の開催、就活サイトの活用などを行ってきました。また、新たに派遣職員の活用を開始しました。 年度協定人員配置計画に基づく職員配置が、3月31日時点で176名(85%)であり目標人数に届きませんでした。		B	人員体制については、求人等の努力は見られたものの、結果として、年間を通して人員配置が欠如した。施設の全面供用開始を見据えた支援体制が整えるよう今後も人員確保の取組が求められる。 職員研修については、新型コロナウイルスの影響で、外部研修が大きく減少したが、オンライン研修を積極的に導入したことで、例年並みの研修受講者数とすることができおり、人材育成に努めている。	B	
人員体制	正規	155 人	非正規	27 人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	指定管理に関する委託契約に基づき、消防設備等の21種類の業務について保守点検等を行い施設の建物、設備等の適切な保守管理に努めました。 自主点検毎月1回		業務委託により、清掃による清潔な住環境、電気・設備保守による所内インフラの整備、植栽・芝生管理による環境の美化等、年間サイクルでの施設管理を実施した。また、日常的に水道、電気の検針を行い、設備異常の早期発見に努めている。		A	委託契約による住環境の整備や専門点検に加え、職員による日常点検を実施するなど、適正な保守管理が行われている。	A	
③運営業務(ソフト事業等)の実施	【利用実績】 1 施設入所支援/生活介護 定員230人 入所支援 延78,002人 生活介護 延55,706人 2 就労継続支援B型 定員20人 延3,700人 3 短期入所事業		ノーマライゼーションの理念及び障害者総合支援法に基づき、本人主体の個別支援計画による地域移行の推進と利用者のより豊かな生活の実現に努めました。 1 施設入所支援においては指定管理予算人数に対し90.9%で適正な運営に努めました。 2 就労継続B型は、地域で暮らす障害者の就労と雇用の拡大をめざした支援をしました。併せて入所利用者の就労を進める観点から 作業を主とする日中活動の支援を行いました。 3 セーフティネット機能として、他施設受入困難な障害者や在宅生活が困難になった利用者を短期入所及び新規入所で受け入れ、相談を行うなど取り組みました。 4 地域移行は0名でしたが、短期利用から2名の方を地域のグループホーム等につなぎました。 5 福祉人材の育成として、実習生の受け入れを行う等、施設機能の推進に努めました。		A	サービス全体における利用割合については、目標値の約92%を達成しており、評価できる数値となっている。このことは、セーフティネットの役割を十分に果たしていると言える。	A	
④自主事業の実施								
⑤利用者サービスの向上	1 利用者サービスの向上のため、法人としてワーキング部会を設置し、利用者の権利擁護・リスク管理等を推進しました。 2 個々人のニーズに基づき支援することで生活の質の向上を図りました。 3 福祉QC活動の推進による業務改善の推進を行いました。 4 広報誌の発行 年2回 1,400部 (各園・センター等部署ごと 12回) 5 ホームページでなんでも相談結果、概要及びサービス評価の改善計画等を公表しました。		施設及び各係の年間計画に基づき、随時進捗状況の確認と実施に向けた取り組みを行っています。また、必要に応じ見直し等を行いました。 個別支援計画書は6か月ごとの中間評価と状況に応じて再計画策定を行い、支援の質の向上に努めました。 福祉QC活動は、船形の郷内から5サークルが参加し、業務の改善と利用者の生活の充実に努めました。 機関紙の発行やなんでも相談、施設サービス評価結果をホームページに公開し、情報の提供と施設の透明性の確保に努めました。		A	福祉QC活動において、園ごとにテーマを設定し、業務改善・自己評価を行っており、利用者サービスの向上を図っている。 広報誌の発行やなんでも相談結果・施設サービス評価結果をホームページで公開する等、情報提供と施設の透明性の確保に努めている。	A	

<p>⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映</p>	<p>園長との懇談会やファミリー会、自治会等で利用者の声を把握し、希望要望に応えられるよう対応しました。 利用者の声 206件</p>	<p>利用者、家族等からの苦情、なんでも相談の受付システムを明確にし、「声」に対する対応や改善の取り組みを行いました。 1 責任者・受付担当者・第三者委員を配置・明示しました。 2 苦情受付に関するパンフレットを掲示し、苦情受付のシステムを明確にしました。 3 利用者の声については、日中活動、余暇活動の中で反映しました。 4 第三者委員による苦情相談窓口を開設し相談しやすい環境づくりに努めました。 5 不適切な対応に係る通報等に対し、事実の把握に努めました。</p>	<p>A</p> <p>相談会の開催や意見箱の設置、第三者委員の配置等、苦情や要望に対する体制が整備されている。また、利用者の要望について、実現可能なものは、日中活動及び余暇活動の中で、実際の取り組みに反映させるよう努めている。</p>	<p>A</p>
<p>⑦安全対策</p>	<p>1 防災訓練の実施 3回 その他日中・夜間訓練各部署延 45回 安否確認システム等通信訓練 2回 2 事故防止に向け、誤薬ゼロ作戦の展開や、各種事故の内容についてSHELモデルによる要因解析を行い 減少に努めるとともに、事故防止に取り組みました。</p>	<p>法人の危機管理計画及び消防計画を策定し防災体制の整備・充実を図るとともに、地域住民の協力のもと年2回の総合防災訓練と、年1回船形の郷職員全体を対象とした総合防災訓練を実施しています。また、業者による消防防災設備等の点検を定期的に行いました。 法人の危機管理計画に基づく対応の外、無断外出捜索マニュアル及び無断外出・事故発生時の緊急連絡体制を整備しました。また、法人リスクマネジメント規程に基づき事故防止に取り組みました。 緊急時対応マニュアルの配布と震災等災害時対応研修による危機意識の啓発を行うとともに防災用ライト・トイレ等と非常食5日分の常備を行いました。 新型コロナウイルス感染症について、法人として定めた対応方針をもとに、感染予防策を徹底しました。</p>	<p>A</p> <p>消防計画に基づき、定期的に防災訓練を行っているほか、消防設備の点検が適切に行われている。 新型コロナウイルス感染症については、法人で定めた対応方針に基づき、感染予防対策が図られている。 なお、建替えに伴う建設業者とも調整し、敷地内での事故防止に努めている。</p>	<p>A</p>
<p>⑧県民の平等利用</p>	<p>施設の利用については、平等性を確保するために、対象者、家族(身元引き受け人)、相談事業所及び関係自治体等との打ち合わせを経て第三者委員を含めた入所判定会議を開催し、利用の可否を決定しました。</p>	<p>法人の情報公開規程に基づき、運営規程の掲示、広報誌ホームページ等を活用し施設概要、事業の掲載等県民や障害を持つ本人・家族に対し広く情報の提供に努めました。 家族対応困難等緊急を要する短期利用の相談対応や受け入れに当たっての家族を交えた関係者の支援会議に参加しました。また、黒川地区自立支援協議会への参加、短期入所等のサービス利用に伴う支援会議への参加等、支援ネットワークの構築を図りました。 第三者委員を加えた入所判定会議を開催し透明性を図りました。</p>	<p>A</p> <p>入所希望者がいる場合には、事業所や関係自治体との打合せを行い、保護の必要性・緊急性が高い利用者を優先的に入所させる方策を実施しており、県民の平等利用に対する配慮がなされている。</p>	<p>A</p>
<p>⑨個人情報の保護</p>	<p>「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、会議や施設内にプライバシーポリシーを掲示すること等で個人情報の適正な管理に努めました。また、同規定に基づき個人情報管理責任者を施設長と定めています。</p>	<p>法人の個人情報保護規程に基づき、パソコンのパスワード更新や公文書の外部持ち出し時は管理簿にて管理しました。</p>	<p>A</p> <p>法人で定めている規程に基づき、個人情報の保管・管理が徹底され、他者が当該情報を閲覧できないように対策がされている。</p>	<p>A</p>
<p>⑩利用実績</p>	<p>上記「4. 施設利用実績」のとおり</p>	<p>入所申し込みは随時受け付け、施設入所支援利用者の入所判定会議を年2回開催し、公平な審議を行い、欠員(地域生活移行・死亡等)が生じたときは優先順位及び緊急性を基に入所調整しました。また、啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れを計画的に行いました。</p>	<p>A</p> <p>施設入所及び生活介護については、概ね目標値に近い実績となった。その他の事業に関しては、受入数の増加に向けた更なる工夫が望まれる。</p>	<p>A</p>
<p>⑪収支実績</p>	<p>上記「5. 管理運営収支実績」のとおり</p>	<p>法人の経理規則に基づき会計・経理事務の適正な執行を行いました。</p>	<p>A</p> <p>人員の配置等の報酬加算について、概ね取得するなど、収入の確保がなされているが、今後も人員の配置等の報酬加算を漏れなく取得するなど、収入の増加に向けた取り組みが求められる。</p>	<p>A</p>

⑫その他の取組	<p>1 利用料の徴収実績 (1)利用料 117,968,425円 (2)介護給付費 931,136,759円 合計 1,049,105,184円</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の流行により地域住民・団体等のボランティアの受入れは少なくなりました。体育館の貸出も同様であり、グランドは建替え工事のため、貸出を行いませんでした。</p> <p>3 短期利用者の受入れ等に関して、関係機関と連携して支援を行いました。</p> <p>4 環境配慮の推進を図りました。</p> <p>5 職員による自己評価(サービス評価)を実施しました。</p> <p>6 意思決定支援に係る法制度上の留意点等について、法人内外の職員を対象にオンラインで福祉セミナーを開催しました。参加者56人</p>	<p>1 利用料の徴収事務は専任の担当者を配置し、援護の実施者等関係機関との連絡調整を図り適正に処理を行いました。</p> <p>2 地域住民との連携については、これまで行ってきた、総合防災訓練、地域老人クラブや児童館との交流などを行うことはできませんでしたが、次年度以降の実施に向け、関係機関との連絡等を継続して行いました。なお、近隣小学校等の除草作業等のボランティアは状況を見ながら実施しました。</p> <p>3 関係機関との連携については、緊急を要する短期利用者の受け入れ等に関して、民間施設や市町村、相談支援事業所等と協議・検討するなど連携を図りました。短期入所で一旦受入れ、グループホーム等に繋げた利用者が2名おりました。</p> <p>4 環境配慮の取り組みとして再生紙の購入や使用済み用紙の裏面の再利用、こまめな電気の消灯とボイラーの温度の調整による電気代の節減に努めるとともに、エコドライブに努めるなど環境配慮の推進を図りました。</p> <p>5 職員による自己評価(サービス評価)の結果に基づき是正改善を行うなど適正な施設運営に努めました。</p> <p>6 知的障害者の意思決定支援について具体的に学ぶことができた。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響で、例年のように地域老人クラブや児童館と交流を行うことはできなかったものの、次年度以降の実施に向け、関係機関との連絡を継続して行う等、地域との繋がりがなくならないように努めている。</p>	A
総合評価	指定管理事業所として適切に運営するとともに、利用者の生活の質の向上を図るため、サービス向上と権利擁護に努めました。また、民間では受け入れ困難な利用者の受け入れを行いセーフティネットの機能を担いました。	事業計画に基づき、施設の維持管理や、利用調整に努め、適切な施設運営を行っている。 施設の全面供用開始を見据えた人員配置を行うとともに、利用者一人一人の特性を踏まえた支援が求められる。	A	

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<p>○新棟で利用者による設備の破損が多く見られ、今後も施設の維持管理費の増が見込まれます。</p> <p>○利用者の重度化・高齢化や新規利用者における自閉症・行動障害者の増加傾向を踏まえ、施設・設備の充実及び利用者の障害特性に適切に対応できる人材の育成・確保、専門的技術の習得等人的なスキルアップが必要です。</p> <p>○平成28年度の整備事業基本構想を受け、建替え計画が進んでいます。上記課題等への対応を図りながら、「あり方検討委員会」等での検討の具現化を図ることで、①利用者の生活の質の向上を図り、安全・安心で快適に生活できる施設、②高齢化や障害の重度化等に対応した支援の充実が図られる施設、③県内全域の社会資源や民間事業者等との連携・協働が創出される施設、を目指します。</p> <p>○利用者本位の質の高いサービスを提供するために、量的な確保のみならず、質的な確保(正規職員の割合増)が必要です。</p>	<p>人員体制について、求人等の取り組みは見られたものの、結果として、年間を通して人員が欠如することとなった。今後、施設の全面供用開始に向け、より手厚い人員の配置が求められることから、人材確保や人材育成に向けた取り組みの強化が、最優先で解決すべき課題となる。</p> <p>利用者の地域移行について、利用者の重度化・高齢化により、困難な状況となっているが、継続的な取り組みを行うことが求められる。</p> <p>今後は、施設の全面供用開始に向け、あり方検討会の内容を反映させ、ソフトとハードの両面において、より効率的な施設運営についての検討を進めることが必要となる。</p>